

生涯学習の成果の評価・活用システムの 構築に向けて

藤野 公之

(文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課)

現在、様々な主体から多種多様な生涯学習の機会が提供されているが、学習者が安心して自らが求める学習機会を選択し、質の高い学習を行うことができるよう、これらの学習機会やその提供者の評価等を通じて、質の保証を図っていくことが求められている。また、生涯学習社会の構築に向けて、学習した成果が社会全体で幅広く通用し、評価され、活用できるようにすることが重要な課題であり、そのためには、学習成果を適切に評価するとともに、その社会的通用性を向上させる仕組を構築していく必要がある。

「知の循環型社会の構築と生涯学習」について考えるに当たり、生涯学習の成果の評価・活用システムの構築に係る、これまでの主な提言等をたどるとともに、現在の検討や取組等の動向等についても概観してみたい。なお、以下は、個人的な見解であることをあらかじめお断りしておきたい。

1. 学習成果の評価・活用システムの構築に係るこれまでの 主な提言等

平成18年の教育基本法の改正において、生涯学習の理念が新たに規定され、「生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ(る社会の実現)」とともに、「その成果を適切に生かすことができる社会の実現」が明記された。

しかし、学習成果の評価・活用に係る取組は、これまで順調に進捗してきたとは到底言い難い。このような状況について、平成20年2月の中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」は、「多種多様な主体が提供する学習機会について把握した上でそれらの学習成果を特定の者が客観的に評価することは困難であること等から、これまでの生涯学習の振興における方策は学習機会の提供・整備等の施策が中心となり、学習成果の評価やその社会的通用性の確立に向けた具体的な方策は講じられてこなかった」と指摘している。

これは、多少強調された表現であり、例えば、注目に値する実践事例等も各地で見られるが、総体的に捉えれば、これまでの生涯学習振興施策においては、学習機会の提供・整備がまず優先されて取り組まれてきており、学習成果の評価・活用や社会的通用性の向上のための仕組みづくりは後回しになってきたという印象は否めない。学習成果の評価の実践においても、学習の質の側面に重点を置いていない奨励的な評価も多く、また、評価手法があいまいなことも多いことなどから、評価の社会的通用性に課題が見られる。さらには、学習成果を具体的な活用に結びつけることを重視し、明確に想定したものとなっていない学習機会も多いこともあって、学習成果の活用が十分に進まない状況が長く続いてきたと言えよう。学習成果の評価・活用については、諸外国と比べ、特にキャリア開発に生かすための職業教育や職業訓練等とのつながりが著しく脆弱な状況にあるとの指摘もできよう。

他方、これまでも、学習成果の評価・活用システムの構築に向けて、様々な検討等が重ねられてきたことも事実である。

学習成果の評価・活用システムの構築に係る中教審答申としては、筆者も事務局の一員として関わった、平成3年の「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」をまず挙げることができる。しかし、生涯学習における評価の元々の難しさとともに、当時、学習成果の評価・活用はごく一部で行われていたに過ぎなかった状況もあり、この答申では、学習成果の評価・活用の必要性・重要性が強調されたものの、最終的に、具体的な方策等の提言についてはごく一部の事項に留まり、今後の評価の実態を見守りながら更に検討するとともに、国民の理解のための啓発活動を行っていくこととされ

た。

この課題を正面から捉えたのが、平成11年の生涯学習審議会答申「学習の成果を幅広く生かす～生涯学習の成果を生かすための方策について～」であり、学習意欲を高めるだけでなく、学習成果を幅広く生かす観点から、学習成果を社会で通用させるシステムの必要性を示すとともに、「個人のキャリア開発」、「ボランティア活動」、「地域社会の発展」に生かすための具体的な方策等の提言が行われた。

平成18年の教育基本法改正では、先に述べたように、新たに規定された生涯学習の理念からも学習成果を社会的に適切に評価・活用することの必要性・重要性を明らかにしている。

これを受けて、平成20年の中教審答申では、学習成果の評価やその社会的通用性の確立に向けた具体的な方策の不十分さを強く指摘した上で、各個人の学習成果が社会全体で幅広く通用し評価され活用できることが重要であるとし、そのために、民間事業者等の多様な教育サービスの質保証や学習成果の評価の在り方等に関する検討が必要との提言を行っている。

また、同年7月策定された第1期教育振興基本計画には、「学習成果の評価の仕組みについて検討」することが明記され、平成22年6月に閣議決定された「成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ～」では、民間教育サービスの健全な発展を図るため、『『民間教育サービスの評価・情報公開システム』の構築』及び『『教育支援人材等』の質・信頼性の確保、活用促進のための評価・活用システムの構築』が盛り込まれている。

このように、これまで学習成果の評価・活用や社会的通用性の向上の必要性・重要性等が繰り返し指摘されており、学習成果の評価・活用システムの構築は、もはや将来的な検討課題ではなく、計画的に取り組むべき重要な政策課題として位置づけられるに至っている。

また、平成3年答申で指摘された、学習成果の評価・活用に対する国民の理解の状況を見ると、生涯学習を通じて身につけた知識・技能や経験の社会的評価を肯定するものが増えている状況（内閣府の生涯学習に関する世論調査において、平成17年度58.3%→平成20年度66.1%）や学習成果を自分以外のために生かすべきと考えているものが多いという状況（平成20年度の同調査において84.2%）が見られ、国民の意識という面からも学習成果の評価・

活用システムの構築は緊要の課題と言えよう。

生涯学習においては、その性格上、学習の目的や内容は多様であり、また、学習成果をどのように評価し活かすかについてのニーズ等も様々である。したがって、生涯学習の成果の評価・活用においては、一つの画一的な仕組みだけですべてを評価し活用に結びつけることは現実的ではなく、やはり多元的な評価と活用とにならざるを得ないものと考えられる。これから、学習成果の評価・活用システムの構築に向けた取組を進めるに当たっては、学習の目的や分野・種類等により、評価・活用に対して何が求められているかについて十分配慮した適切なアプローチをとっていくことが重要であることを再確認しておきたい。

2. 検定試験の評価・情報公開システムの構築に向けた取組

平成20年中教審答申の提言を踏まえ、評価の社会的通用性の向上に向けた、民間事業者等の多様な教育サービスの質保証や学習成果の評価の在り方等に関する検討の第一歩として取り組まれているのが、検定試験の評価・情報公開システムの構築である。

検定試験については、若者層を中心に多くの国民が受検している状況（平成19年文部科学省調査において、全体の2人に1人は検定試験の受検経験があり、20歳未満では8割超、20歳代及び30歳代でも7割超）が見られる。また、個人だけではなく、学校や企業等においても何らかの形で検定試験を利用しているところも多い状況（平成21年度文部科学省委託「検定試験に関する実態調査」において、個人や学校においては約8割、企業においては約5割が利用）もうかがえるなど、広く国民一般の様々な学習成果を測定する指標（いわゆる物差し）としての機能を果たしていると言える。

他方で、全国に1000種類程度（詳細にみると5000種類以上）もの、目的、内容、規模等が多種多様な検定試験が存在すると言われるなど、検定試験の乱立とも言えるような状況が見られ、また、試験の目的・内容等が不明確であったり、早期撤退する事業者も少なからずある。

このような状況等を踏まえ、「検定試験の評価の在り方に関する有識者会議」は、平成22年6月にとりまとめた『「検定試験の評価ガイドライン(試案)」について(検討のまとめ)』において、検定試験の評価や情報公開を通じて、その質の維持向上を図るとともに信頼性を確保することは、広く国民一般の学習意欲の喚起や学習成果の社会での活用促進、さらには、消費者保護の観点からも意義を持つなど、社会全体の利益にも資するものとした。

その上で、検定試験の評価・情報公開の取組が初歩的な段階にある現状を踏まえ、まずは自己評価から開始することが重要であり、さらに外部評価(関係者評価・第三者評価)が実施されるようになることを期待すること、また、当面は民間試験のうち、効果が全国的に通用し、実績や受験者数等が一定程度あるものを対象とし、中長期的には各地域の様々な検定試験への拡大を図っていくこと、信頼性を最終判断する学習者・利用者(学校・企業等)が検定試験の現況を把握できる情報の公開が求められることなどを示している。

今後は、このガイドライン試案等を参考としつつ、検定事業者や関係団体等の民間主導で評価や情報公開の取組を積極的に進めることが期待されることとなる。

そのような取組の一つとして、平成23年2月には、検定事業者や有識者等による「検定試験の自己評価に関する研究会」において、検定事業者が自己評価に取り組みやすくなるように、「検定試験の自己評価シート」がとりまとめられ、公表されている。

また、文部科学省においても検定事業者等に対して、まずは説明会の開催等を通じてガイドライン試案等の普及に努めるとともに、各検定事業者が自己評価結果をホームページ等で公表する際に、閲覧者等が分かりやすいように、web等公開用ボタンを作成し、広く使用できるようにするなど、今後とも継続的に必要な支援を行うこととしている。

このような検定試験の評価・情報公開の取組を通じて、検定試験の質の向上や信頼性の確保に向けた、検定試験の自己評価の取組の普及・向上が進み、検定試験を通じて測定された知識・技能等の学習成果が全国どこでも通用するような環境が構築されることが期待される。

検定試験については、外部機関等による評価が必要との意見も多い(平成

19年文部科学省調査において、検定を行政又は中立公平な機関が保証する仕組みについては約6割が必要と回答し、検定試験が証明する能力の明確化や第三者機関の保証については約7割が企業の採用や人事管理において有用との回答)。今後、第三者評価機関等による外部評価が必要に応じて実施されるようになるなど、段階的に評価の取組が進捗することも望まれる。

3. ISO（国際標準化機構）における非公式教育・訓練に関する国際標準化の動き

ISO（国際標準化機構）は、平成18年より、非公式教育・訓練における学習サービスの国際規格の開発を開始し、平成22年9月、ISO29990「非公式教育・訓練における学習サービス—サービス事業者向け基本的要求事項」として規格を発行している。これは、民間が主体となった、非公式教育・訓練分野における学習サービス、その提供者である学習サービス事業者の質の保証及び学習サービスの利用者の選択支援のための国際標準化の取組であり、厚生労働省及び経済産業省とともに、文部科学省も日本における対応組織である国内審議委員会のオブザーバーとなっている。

同規格の対象である「非公式教育」については、組織化された教育活動で、確立され社会的に認知された公式な初等、中等又は高等教育制度以外のものと定義され、「職業訓練」、「生涯にわたる学習」、「社内研修」（外注又は組織内で実施されるもの）が含まれるとされている。

また、本規格は、学習サービスについての要求事項として、学習ニーズの明確化、学習サービスの設計、学習サービスの実施、学習サービス提供のモニタリング、学習サービス事業者によって行われる評価を求める。また、学習サービス事業者のマネジメントについての要求事項として、一般マネジメント要求事項、戦略及びビジネスマネジメント、マネジメントレビュー、予防処置及び是正処置、財務管理及びリスク管理、人事管理、コミュニケーションマネジメント（内部／外部）、人的・物的資源の割り当て、内部監査、利害関係者からのフィードバックを求めている。このように、本規格は、学習の内容そのものを直接に要求事項の対象とするものではなく、学習サービスの提供のプロセスや学習サービス事業者のマネジメントの側面を中心としたも

のである。

我が国においても、現在、本規格の国内における認証体制の構築及び具体的な運用ができるだけ早い時期に行えるように取組が進められている最中である。今後、本規格が日本国内及び国際的にどのような展開・発展を見せるかについてはまさにこれからのことであるが、欧州等で取り組まれているように、生涯学習の分野においてもボーダーレス化、グローバル化が進みつつある中で、生涯学習の成果の評価・活用システムの構築に当たっては、このような国際的な動向や国際的な通用性の確保などの点についても十分留意して取り組むことが必要であろう。

また、厚生労働省においても、平成23年4月の「職業能力開発基本計画」に、職業訓練の受講者の選択に資する情報提供の仕組みの構築や職業訓練自体の品質の確保のため、本規格の発行を踏まえ、公的職業訓練や民間教育訓練機関（平成23年10月から始まる「求職者支援制度」における実施機関としての活用を含む）の質の保証・向上等のツールとしてガイドラインを策定し、その普及・促進を図ることを明記している。このように、学習成果をキャリア開発に生かすための職業教育や職業訓練等とのつながりという観点からも本規格の動向等を見ていくことが求められよう。

なお、ISOでは、平成22年から、非公式教育・訓練の一分野である語学学習サービスの国際規格（ISO29991）の開発に向けた検討も開始しており、その取組についても引き続き注視する必要がある。

4. 「キャリア段位制度」（日本版NVQ）の創設と教育プログラムとの連携の取組

平成22年の「成長戦略」は、時代の要請に合った人材を育成・確保するため、現在の「ジョブカード制度」を「キャリア段位制度」（日本版NVQ）へと発展させ、社会全体に通ずる職業能力育成・評価制度を推進する「実践キャリア・アップ制度」を構築するとともに、併せて、まとまって時間が取れな

い人やリカレント教育向けの「学習ユニット積み上げ方式」の活用や、専門学校・大学等との連携による学習しやすい効果的なプログラムの構築を図ることを盛り込んだ。これは、介護、保育、農林水産、環境・エネルギー、観光などの新たな成長分野を中心に、職業（必要となる能力）と教育（プログラム）の対応関係の明確化（いわゆる見える化）を進めようとするものである。

これを受けて、政府は、23年度までに導入する実践キャリア・アップ制度第一次プラン対象業種として、介護人材、省エネ・温室効果ガス削減等人材（カーボンマネジメント人材）、6次産業化人材の3つを決定し、現在、内閣府を中心にその実現に向けた検討・取組が進められている。

それぞれの職業に必要な能力が段階的に明確化されるとともに、これを修得するための教育プログラムの質も明確化・保証されることにより、相互の関係が体系化・明確化されるような仕組みについては、欧州等を中心に発展してきたものであるが、経済・文化・社会の背景が異なる我が国において、どのように定着し発展していくことができるかは、これからの重要な課題である。実践キャリア・アップ制度の検討の動向等についても、引き続き注視していくことが必要であろう。また、平行して、このような考え方を、生涯学習の様々な分野でも活用する可能性についても検討していくことが望まれる。

5. 地域や大学等における人材認証制度の動向

近年、各地域や大学等において独自に、一定の学習や活動を経た人材の知識・技能や学習歴・実務経験等を認証するような仕組みを設ける実践事例がよく見受けられる。これをここでは、「人材認証制度」と言うこととしたい。

前述のように、平成22年の「成長戦略」には、『教育支援人材等』の質・信頼性の確保、活用促進のための評価・活用システムの構築が盛り込まれている。これを踏まえ、平成22年度文部科学省委託調査として、「人材認証制度の現状及び課題分析に関する調査研究」が行われた。

この調査は、地方自治体、教育委員会及び大学・短期大学を対象とし、公

益法人・NPO等は含まないなどの限界があることを前提にすれば、各地域等で行われている人材認証制度の分野としては、その他のカテゴリー以外では、学校以外の教育支援、職業技能、学校の教育支援、保育・福祉の順で多く、また、比較的新しく設けられたもの、比較的規模が小さいものが多く（平成17年度以降に開始したものが約6割、平成22年度の認証者数が50人未満の規模のものが約7割）、さらに、学習成果を生かす場を提供するマッチング事業の取組についてもある程度は実施（約5割）しているなどの状況が見られた。

地域がそれぞれ多種多様な課題を抱える以上、その解決に向けて、地域の状況や課題等に即した学習機会を提供・整備し、その成果を評価し活用することにより、課題解決等に結びつけるという一連の取組を、各地域がその主体として独自に行うことが求められることとなる。そのような場合において、地域や大学等が設ける独自の人材認証制度は有効な手法の一つであると考えられる。また、地域独自の人材認証制度の信頼性を確保し、その社会的通用性を向上させるためには、大学等が単独で、あるいは地域等の様々な主体と連携しながら、それぞれの長所を生かした人材認証制度を設けて、学習から評価、活用までの仕組みを構築するとともに、幅広い関係者とのネットワーク化を図っていくことも望まれる。さらに、これらの取組により、認証された人材が活動できる場が拡大され、さらなる学習につながるなど、地域における学習－評価－活用の好循環サイクルが形成されていくことも期待される。

6. その他の取組等

社会教育上推奨すべき通信教育について、文部科学省が認定する仕組みとして、社会通信教育制度があるが、この制度も通信教育における学習の質を保証するための機能を果たしていると言えよう。そのような観点からは、社会通信教育制度が学習の質を保証する仕組みとしてより効果的なものとなるよう、今後、その役割や在り方等を改めて検証していくことも求められよう。

最後に、平成20年度から実施されている「生涯学習フェスティバル」は、どちらかという生涯学習の普及・啓発という側面が強いものであったが、平成23年度からは「全国生涯学習ネットワークフォーラム」として実施することとしている。これは、これまで取組が弱かったと指摘されている、学習成果の評価・活用をより一層推進していくという観点から、学習成果を生かした社会的課題の解決、新しい公共による社会づくりに関する研究協議等を通じて、それらの取組の充実・拡大や関係者等によるネットワーク形成を推進していこうとするものである。

これまで見てきたような生涯学習の評価・活用システムの構築に向けた様々な取組が全国各地で実際に大きな実を結ぶのはこれからのことである。文部科学省を含む多くの関係者が「全国生涯学習ネットワークフォーラム」等を通じて幅広く連携しながら、学習成果を適切に生かすことができる社会である生涯学習社会の実現に向けて一層の取組を進めることを心より期待するものである。

参考文献

- 「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」（平成20年6月中央教育審議会答申）
- 検定試験の評価の在り方に関する有識者会議『「検定試験の評価ガイドライン（試案）」について』（検討のまとめ）（平成22年6月）
- 「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ～」（平成22年6月閣議決定）